

新型コロナウイルス「緊急事態宣言」の発動を踏まえた緊急経済的支援策

外出自粛要請などの緊急事態宣言の発動により、市民生活等に影響を及ぼしていることから、子育て世帯への支援に重点を置くとともに、外出自粛要請により経営が悪化している中小企業への支援及び地域商店への景気刺激策に係る経費として、総額事業費2億3,910万5千円の補正予算を計上いたしました。

1. 子育て世帯への臨時給付金 予算額：1億7,060万円 (担当課：子ども福祉課 433-7023、政策推進課 433-7241)

新型コロナウイルス感染症の拡大が、市民生活に多大な影響を及ぼしている中、子育て世帯に対する支援策として、未成年の子どもを扶養している保護者に対し、扶養している子ども1人につき1万円を給付する。

○対象者：平成12年（2000年）4月2日～令和2年（2020年）4月30日
生まれの子等を扶養している保護者

○対象人数：16,400人

○給付方法：速やかに対象者へ通知書を郵送
同封の申請書に振り込み口座を指定して郵送にて申請
申請書受理後、随時指定口座へ振り込み実施

○スケジュール：①令和2年4月1日までに生まれた方分について、名簿が
整い次第、通知書を発送（4月20日の週を予定）
②令和2年4月2日から令和2年4月30日までに生まれ
た方分について、5月中旬に通知書を発送
（通知書には、申請書と指定振込口座依頼書を同封）

2. 中小企業への臨時給付金 予算額：5,100万円

(担当課：商工観光課 433-7195)

不要不急の外出自粛要請により、中小企業の経営状況が悪化していることから、中小企業に対する大阪府制度融資「新型コロナウイルス感染症対策資金（経営安定資金 危機関連）」及び「新型コロナウイルス感染症緊急対応資金（うち、セーフティー保証4号のみ）」の利用者について、現行、金融機関の融資決定後に市が保証料補給として5万円給付しているものを、2倍の10万円一律給付するとともに、給付時期を金融機関への融資申し込み時に前倒しする。

現行 事業者が金融機関へ相談 → 市へ利用資格の認定申請 → 市が認定
→ 金融機関へ融資の申し込み → 融資の決定 → 市が5万円給付

変更 事業者が金融機関へ相談 → 市へ利用資格の認定申請 → 市が認定
→ 金融機関へ融資の申し込み・市が10万円給付 → 融資の決定

変更適用日：令和2年4月1日以降に金融機関へ融資申し込みした事案から適用

	条件	融資限度額	利率	融資期間 (据置期間)	信用保証料率
新型コロナウイルス感染症対策資金（経営安定資金 危機関連）	売上高等が15%以上減少	2億円 うち、無担保8千 万円	年 1.2%	10年以内 (24ヶ月以内)	0.8%
新型コロナウイルス感染症緊急対応資金（セーフティー保証4号）	売上高等が20%以上減少	2億円 うち、無担保8千 万円	年 1.2%	7年以内 (12ヶ月以内)	0.32% ～ 1.9%

3. 地域商業者への商品券事業の拡大 予算額：675万円（当初予算との合計1,350万円）（担当課：商工観光課 433-7195）

不要不急の外出自粛要請により、商店の経営状況が悪化することが懸念されることから、消費を喚起し、地域の景気刺激策として、プレミアム商品券事業について、当初予算額675万円に同額を追加補正し、2倍の事業に拡大する。

○プレミアム内容：1万2千円分の商品券を1万円で販売（プレミアム率2割）

○消費喚起効果見込み額：7,200万円

○商品券利用店舗：貝塚商工会議所及び貝塚市商店連合会に協力いただき協力店舗の募集を行う
（平成30年度事業：212店舗）

○商品券の購入対象者：貝塚市民

○商品券の申し込み：郵送・インターネットによる申し込み
1人につき2冊まで（1万2千円分×2冊）

○商品券利用開始時期：当初予算では9月実施を目指していたが、7月頃に前倒しして実施する。（新型コロナウイルス感染症の状況により変更する。）

4. 学校給食関係事業者への支援

(担当課：教育総務課 433-7106)

①学校給食費返還等事業 **予算額：1,000万円**（うち国庫補助 750万円）

コロナウイルス感染症の影響により、本年 3 月に急遽学校を休業し、学校給食を取りやめたことに伴う、給食食材納入業者に対する食材料廃棄などの損害補填を行う。

○対象事業者数：30 事業者

②衛生管理改善事業 **予算額：75.5万円**（うち国庫補助 50.3万円）

学校給食再開に向けた、新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の強化を行う。

補正予算額合計 2億 3,910.5万円（うち国庫補助金 800.3万円）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための職員等の時差出勤の実施について

職場及び公共交通機関等での新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ、住民へのサービスを提供し続けられるようにするため、職員等を対象として、下記のとおり時差出勤を実施します。

(1) 実施期間：令和2年4月14日（火）から令和2年5月6日（水）
までの期間

(2) 勤務の形態

勤務① 7時30分から16時00分

勤務② 8時45分から17時15分（通常の勤務時間）

勤務③ 10時00分から18時30分

※時差出勤の実施にあたっては、勤務①から勤務③を選択し、市の業務の遂行に支障が無いように勤務することとします。また、部長級、課長級の職員は基本的に対象外とします。